

## 学位授与申請者の CITI-Japan の受講に関する申合せ

平成25年10月10日

大学院教授会

博士及び修士の学位の授与を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請までに CITI-Japan の履修を修了していなければならないものとする。

なお、申請者は、学位授与申請に当たって、CITI-Japan の修了証を提出しなければならないものとする。

### 附 則

この申合せは、平成26年4月の学位授与申請者から適用する。